

番町地区まちづくり協議会規約

(目的)

第1条 本会は、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、住みよい番町地区の活性化をめざして活動することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、番町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、笠岡市六番町2番地5（笠岡市市民活動支援センター内）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 番町地区に居住する住民
- (2) 番町地区に所在する事業所
- (3) 番町地区で活動する町内会及び各種団体
- (4) その他協議会が必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 常任理事 15名以内
- (5) 理事 30名以内
- (6) 必要に応じて相談役を置くことができる。

(代議員)

第7条 代議員は、地区内の各町内会長及び各種団体から選出するものとし、その定数は60名以内とする。

(役員を選出等)

第8条 理事は、代議員の中から互選する。

2 常任理事は、理事の中から互選する。

3 会長、副会長及び監事は、常任理事の中から互選する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会に出席し、協議会の運営等について協議する。
- (4) 理事は、理事会に出席し、協議会の重要事項について協議する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、監査報告を行う。

(役員任期)

第10条 第6条に掲げる役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までとする。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務をおこなわなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の会計及び事務処理を行うため、事務局に職員を置くことができる。

2 事務局職員は、事務局長及び事務局員とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。なお、総会は、役員及び代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、役員及び代議員で構成する。

4 総会の議長は、会長がその任に当たる。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員を選任

(3) 協議会の事業報告及び事業計画

(4) 協議会の決算報告及び予算

(5) その他協議会の運営に係わる重要な事項

6 総会の議事は、出席した役員及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。ただし、規約の改選については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成し、協議会の運営等について協議する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事で構成し、協議会の重要事項について協議する。

(部会)

第15条 総会、常任理事会及び理事会で決定された方針に基づいた施策を実施するため、必要に応じて協議会内に部会を設置することができる。

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は委託料、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、常任理事会で定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。